

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年6月7日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき、「（仮称）中幸町マンション建設計画」に係る条例環境影響評価書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番4号 株式会社モリモト 代表取締役社長 森本浩義
	指定開発行為の名称	（仮称）中幸町マンション建設計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第2種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区中幸町三丁目26番24号 外 （区域面積：4,283.61㎡）
	指定開発行為の目的	共同住宅の新設（地下2階、地上38階建）
	指定開発行為の内容	計画戸数：370戸、計画人口：1,124人、最高高さ：130.87m 建築面積：1,440㎡、延べ面積：約49,179㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成18年 9月 完了予定：平成20年12月
	環境影響評価の手続経過	平成18年 1月 6日：条例環境影響評価準備書公告 平成18年 5月10日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成18年6月7日（水）～平成18年7月6日（木） （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで （横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで）
	縦覧場所	川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室） 横浜市：鶴見区役所、港北区役所及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課） 大田区：六郷特別出張所、矢口特別出張所、羽田特別出張所及び大田区役所（環境保全課）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm